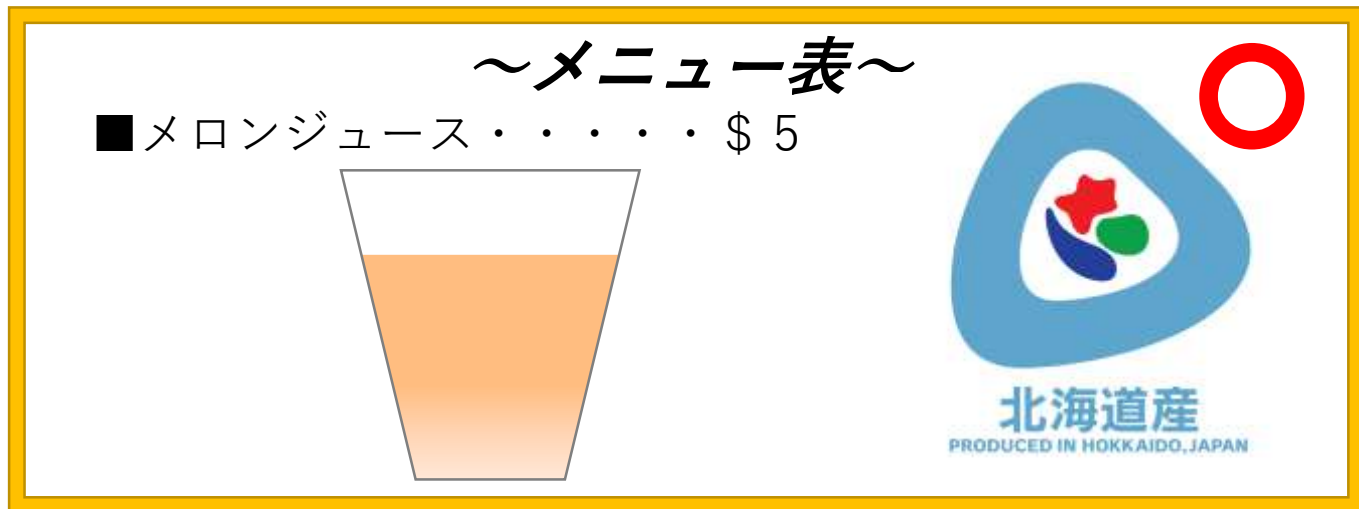


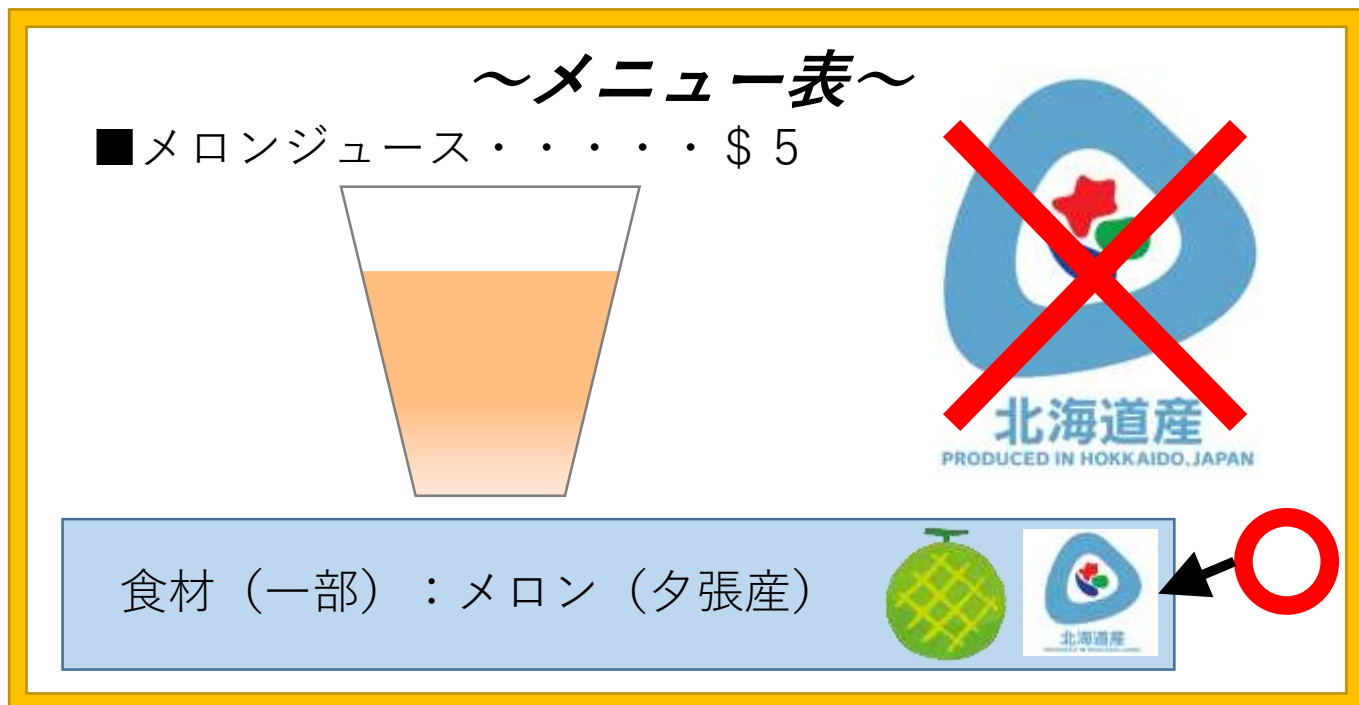
# 道産品輸出用シンボルマーク 活用例のご紹介

## 例1) 加工食品をそのまま提供する場合



北海道で製造されたメロンジュースを仕入れ、加工せずにコップに注いでそのままメニューとして提供する場合は、料理名や提供する状態の写真にシンボルマークを付けることができます。

## 例2) 店で調理（加工）した料理（ドリンク）を提供する場合



北海道で生産されたメロンを仕入れ、レストラン内で果汁を搾り、メニューとして提供する場合は、料理名や提供する状態の写真にシンボルマークを付けることはできません。

食材などをメニューに表示した上で北海道産の食材の名称や写真に付ける場合に、シンボルマークの使用が可能です。

**例3)** 店で調理（加工）した料理を提供する場合で、一部の食材（調味料等を含む）が北海道産の場合

## ～メニュー表～

■北海道産鮭のちゃんちゃん焼き・・・・・・・・・・ \$ 15

※食材の一部に北海道産の食材を使用しています。



食材（一部）：

鮭（オホーツク産）



タマネギ



醤油



食材の一部（鮭（オホーツク産）、タマネギ（岩見沢産）、醤油（北海道産（製造）））が北海道産であり、その他の食材（キャベツ（タイ産）、しめじ（中国産）、にんじん（米国産）、味噌（〇〇県産（製造）））が北海道産ではない場合、使用している食材の一部が北海道産であることを標記するとともに、食材の一部としてメニューに表示した上で、食材の名称や写真に付ける場合に、シンボルマークの使用が可能です。

## ～ご注意ください。～

道産品輸出用シンボルマークは、北海道内で生産された農林水産物や北海道内で製造または加工された加工食品に付けることができるマークです。

食材に対してご使用いただけますが、料理名や料理の写真には使用できませんのでご注意ください。

### 《申請先》

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道経済部 国際経済課

TEL 011-204-5339 / FAX 011-232-8870

[https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ksk/overseas\\_expansion/symbolmark.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ksk/overseas_expansion/symbolmark.html)

